

Blue door 会員規約

第1章 総則

第1条（会員規約）

この会員規約は、Blue doorが提供するサービスを、第5条所定の会員（以下「会員」といいます。）が利用する場合に適用します。

第2条（本規約の範囲）

1. Blue doorが会員に対して発する第4条に規定する通知は、この会員規約の一部を構成するものとします。
2. Blue doorが、この会員規約本文の他に別途個別の通知等で規定する各サービスの利用上の決まり、およびその他の利用条件等の告知（以下、併せて「利用規約等」といいます。）も、この会員規約の一部を構成するものとします。
3. この会員規約本文の定めと利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の変更）

1. Blue doorは、会員の下承を得ることなく、この会員規約を変更することができるものとします。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の会員規約によるものとします。
2. 変更後の会員規約については、Blue doorが別途定める場合を除いてオンライン上もしくはスクール等に表示した時点より、効力を発するものとします。
3. 会員は、規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第4条（Blue doorからの通知）

1. Blue doorは、インターネットのホームページ上の表示、メールの送信、書面の交付、その他Blue doorが適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、Blue doorが当該通知の内容を表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 会員

第5条（会員）

会員とは、Blue doorの趣旨に賛同し、本規約および利用規約等に同意したうえで、入会を申し込み、Blue doorがこれを承認した者をいいます。

第6条（会員登録可能対象者）

1. 英語学童サービスにおける会員登録可能対象者は小学校就学中の1年生（6歳児）から小学6年生（11歳児）までの健康児童とする。
2. 大人英会話サービスにおける会員登録可能対象者は中学生以上とする。
3. 中学生英会話（Blue door ジュニア）サービスにおける会員登録可能対象者は中学1年生（12歳）から中学3年生（14歳）までの健康生徒とする。
4. 幼児英語教室（Pre blue door）サービスにおける会員登録可能対象者は年中（4歳）から年長（5歳）までの健康園児とする。
5. Blue door Advancedコースのサービスにおける会員登録可能対象者は小学校就学中の1年生（6歳児）から小学6年生（11歳児）までの健康児童とする。
6. 英語検定対策サービスにおける会員登録可能対象者は小学校就学中の1年生（6歳児）から小学6年生（11歳児）までの健康児童とする。

第7条（会員種別）

会員は、次の各号のとおり区分します。

- (1)英語学童スタンダード会員は、英語学童サービスについて曜日を定めず最大週5日間、18時30分まで利用する個人を対象とします。(別途延長料の支払いで最大19時30分まで延長可能)
- (2)英語学童ロング会員は、英語学童サービスについて曜日を定めず最大週5日間、19時30分まで利用する個人を対象とします。
- (3)英語学童週2日会員は、英語学童サービスについて曜日を決めて週2日間利用する個人を対象とします。
- (4)大人英会話プライベート会員は、大人英会話プライベートレッスンサービスについて曜日、回数を定めずBlue doorにより指定された時間内で利用する個人を対象とします。
- (5)Blue door ジュニア会員は、中学生英会話サービスについて曜日を決めて週1回利用する個人を対象とします。
- (6)Pre blue door会員は、幼児英語教室サービスについて曜日を決めて月に3回利用する個人を対象とします。
- (7)Blue door Advanced会員は、Blue door Advancedコースが提供するサービスについて曜日を決めて年に42回利用する個人を対象とします。
- (8)英語検定対策会員は、英語検定対策サービスにおいて曜日を決めて週1回利用する個人を対象とします。

第8条（入会手続き）

1. 入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます。）は、所定の申込手続きに従って行き、その完了後Blue doorが会員登録を承認した場合に本サービスを利用することができるものとします。
2. 入会希望者の申込手続きは、所定の入会申込書に必要事項を記入、署名した上、必要書類等を添えて提出するものとします。
3. 入会希望者は、入会申し込みに係わる必要事項について真実を記入しなければならないものとし、虚偽記載の場合は、Blue doorは、入会を拒否し、入会承認後であっても会員資格を一時停止、または除名することができるものとします。
4. 会員は、別に定める会費および利用料金を所定の期日までに、所定の支払方法により支払うものとします。支払い済みの諸費用は、Blue doorによる本規約第7条に定める会員種別に対応する料金金額と誤った金額の徴収を行なった場合を除き、事由の如何にかかわらず返却いたしません。

第9条（利用時間の延長）

- 1.英語学童スタンダード会員、英語学童週2日会員について18時30分を超えてサービスを利用する場合において、会員は所定の延長料金を収める事により最大19時30分まで利用が出来るものとします。
- 2.英語学童サービスにおいて、会員の迎えを目的とした保護者の到着が18時30分(19時)を超える場合、会員にサービスの延長の意思があるとみなし、自動的に30分間の延長料金の支払い義務が発生するとともに19時(19時30分)までの利用が可能となります。
- 3.英語学童サービスにおいて、19時30分を超えても会員の迎えが可能な保護者がBlue doorに到着をしていない場合に、Blue doorは保護者の承諾を得た上で、民間タクシー会社のサービスを利用し、保護者の指定する住所に会員を送る事が可能とします。その場合にはBlue doorは会員への付き添いは行わないものとします。その際に発生したタクシーサービスの利用料金は後日会員にBlue door所定の書面にて請求を行い、会員はこれを速やかに支払うものとします。

第10条（契約の期間）

1. 本規約に基づく会員契約期間は、利用開始日より無期限とします。

第11条（会員資格の停止・除名）

Blue doorは、次の各号の一に該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとします。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとします。

- (1)本規約、利用規約等に違反した場合。
- (2)利用料金の支払いを支払期日から1ヶ月以上怠った場合。
- (3)Blue doorの運営を妨害した場合。

- (4)Blue doorの信用を毀損した場合。
- (5)Blue doorの財産を侵害した場合。
- (6)他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合。
- (7)法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合。
- (8)Blue doorの趣旨に著しく反する行為をした場合。
- (9)その他Blue doorの運営に支障があるとBlue doorが判断した場合。

第12条（病気・怪我の対応）

- 1.本サービス利用中に利用対象者の体調不良の訴えや怪我が発見された場合、Blue doorよりその保護者に対し迅速に連絡し、利用者の早期帰宅を促すものとします。
2. 前項において症状の状況に応じてBlue door所定の診療所等の診察を受ける場合があるものとします。
3. 利用対象者が以下の状態にある場合、本サービスを利用できないものとします。
 - ① 37.5度以上の発熱が確認された場合
 - ② 第13条1項に定める感染症に罹患している場合
 - ③ 学校および学級閉鎖期間中の場合
 - ④ 怪我等により自力で集団生活することが困難と判断された場合
4. 前項により早期帰宅または、本サービスの利用ができないものと判断された会員に対してBlue doorは民間タクシー会社のサービスを利用し、保護者の指定する住所に会員を送る事が可能とします。その場合にはBlue doorは会員への付き添いは行わないものとします。その際に発生したタクシーサービスの利用料金は後日会員にBlue door所定の書面にて請求を行い、会員はこれを速やかに支払うものとします。

第13条（感染症の対応）

- 1.学校保健安全法に基づき、空気感染又は飛沫まつ感染するもので、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を患った利用対象者は、医師の許可なく本サービスを利用できないものとします。

インフルエンザ	結核
百日咳	髄膜炎菌性髄膜炎
麻疹	感染性胃腸炎
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	サルモネラ感染症
風しん	カンピロバクター感染症
水痘（みずぼうそう）	マイコプラズマ感染症
咽頭結膜熱	新型コロナウイルス感染症
その他学校保健安全法に基づき医師により登校禁止を支持された場合	

2. 利用対象者が本サービス利用中に前項の疑いが確認された場合は、感染を防ぐためBlue doorよりその保護者に対し迅速に連絡し、利用者の早期帰宅を促すものとします。
3. 前項において症状の状況に応じてBlue door所定の診療所等の診察を受ける場合があるものとします。
4. 利用対象者が学級および学校閉鎖になる場合、当該利用対象者が同条1項に定める感染症に罹患していない場合においても、本サービスを利用できないものとします。
5. 利用対象者に感染症のり患または感染者との濃厚接触が確認された場合、その後の感染拡大を防ぐため、本サービスの利用者に対して情報共有するものとします。

第14条（アレルギー）

- 1.英語学童サービスにおいて、会員は入会時に所定の書面にて会員がアレルギー症状を引き起こす可能性のある物質についての情報をBlue doorに示さなければなりません。
- 2.本サービスを利用中に会員にアレルギー反応によるなんらかの症状が現れた場合、前項によりBlue doorに開示された物質以外の物質が原因と判断される、または、開示された物質であっても一般的に事前の対策が難しいと考えられる状況において、Blue doorはアレルギーによる症状の一切の責任を負わない事とします。

第15条（退会）

1. 会員は、退会日を退会月の月末とし、**退会月の同月15日**（土日祝、あるいはBlue doorの休業日の場合は前営業日）までに所定の退会手続きを行うことによって、退会することができるものとします。
2. 最後の利用から1年間利用がない場合は、利用継続の意志がないものとみなし、Blue door側で自動退会の手続きをとることができるものとします。
3. 退会時に利用料等の支払い済みの内、未経過期間部分については料金の払い戻しは行わないものとします。

第16条（休会）

1. 休会は、毎月1日から1ヶ月単位とし、**同年内に最大2ヶ月**まで可能とします。**休会月の前月15日**（土日祝、あるいはBlue doorの休業日の場合は前営業日）までに所定の休会手続きを行うことによって、休会することができるものとします。
2. 休会は、休会期間終了後から**1ヶ月以上の会員復帰期間を設ける**ことを条件とし、会員は所定の休会手続きにより、これに同意したものとみなします。
3. Blue doorは会員に事前通知なく、休会後に関わる会費の請求を所定の日にちに再開できるものとします。

第17条（サービス申込手続き）

会員は、施設内で行われる個別サービスを利用する際には、事前に利用規約等に定められた所定の手続きを経るものとします。

第18条（利用コース変更）

会員は、利用コースを変更する場合は、変更月の**前月15日**（土日祝、あるいはBlue doorの休業日の場合は前営業日）までに所定の変更手続きを行うことによって、利用コースを変更することができるものとします。

第19条（会員情報変更の届出）

会員は、Blue doorへの届出会員情報に変更があった場合には、速やかにBlue doorに所定の用紙で変更の届出をするものとします。

第20条（譲渡禁止等）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保にしたりする等の行為はできないものとします。

第21条（責任事項）

1. 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、Blue doorの責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用とをもって処理し解決するものとします。
3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用とをもって処理解決するものとします。
4. 会員は、サービスの利用によりBlue doorまたは第三者に対して損害を与えた場合（会員が、この会員規約上の義務を履行しないことにより第三者またはBlue doorが損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用とをもって損害を賠償するものとします。

第3章 その他

第22条（サービスの内容等の変更）

Blue doorは、会員に事前通知をした上で、サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

第23条（休校）

1. 本規約第7条に定める全ての会員種別へのサービスにおいて、交通機関の故障、天変地異、感染性のある病気の蔓延によるものなど、やむをえない事情で休校する場合がございます。ご了承いただくとともに、受講が困難と思われる場合には、事前に電話などで状況をご確認ください。
2. 本規約第7条に定める全ての会員種別へのサービスにおいて、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、その他政府自治体からの要請、要望への協力として休校する場合があります。
3. 前項の理由により休校した場合に支払い済みの諸費用は、事由の如何にかかわらず返却いたしません。
4. 前項の理由により休校を計画し、会員に休校の実施予定を事前通知した場合に、休校期間に関わる月会費やその他諸費用について、事由の如何にかかわらず値引きや価格変更を行いません。

第24条（料金の改定）

Blue doorは、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、入会金、月額利用料、その他料金を随時改定できるものとします。

第25条（施設の廃止・利用の制限）

1. Blue doorは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、又、その利用を制限することができるものとします。
2. Blue doorは、前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとします。又、それに対して補償は一切行わないものとします。
3. 会員は、本条2項の場合において、何ら異議を申し立てることができないものとします。

第26条（サービスの提供の中止）

1. Blue doorは、会員に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. Blue doorは、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第27条（個人情報）

1. Blue doorは、会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。
2. Blue doorは、会員の個人情報は、以下の目的のために利用するものとします。
 - (1) サービスの提供、お申込受付、入会審査等の手続き。
 - (2) サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他の企業PR。
 - (3) イベント・キャンペーン等の企画、運営、管理、その他の諸対応。
 - (4) 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応。
 - (5) メールマガジンの送付
 - (6) Blue doorが会員の安全のため必要と判断した場合のみにおける、[英語学童会員の所属する小学校への会員氏名と現在の在籍状況の開示](#)
 - (7) その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること。
3. Blue doorは、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。この場合、業務委託先との契約において本規約に基づくBlue doorの義務と同等の義務を負わせるものとします。
4. Blue doorは、本条2項(6)を除き、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることなく、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
5. 第4項にかかわらず、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）、その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、Blue doorは、当該処分の定める範囲内で個人情報を開示することができるものとします。
6. 会員は、自らの個人情報を、サービスを利用して公開するときは、第16条（責任事項）が適用されることを承諾するものとします。
7. Blue doorは、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したものの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理す

ることができるものとします。また、Blue doorは、統計資料を業務提携先等に提供することができるものとします。

8. Blue doorは、会員の退会後もこれらの個人情報を、前項の目的のため適切な取り扱いのもと保有、利用できるものとします。

第28条（肖像権）

1. Blue doorの各レッスンや各イベント活動中に撮影した動画や画像をDVDや写真販売に使用します。
2. 児童または保護者が画像の使用を望まない場合はDVDや写真販売に使用されることはありません。使用を拒否される場合はお申し出ください。お申し出がない場合は承諾いただいたものとします。

第29条（著作権）

1. Blue doorのホームページ上やDVD、写真販売に使用されている文章・画像・音声などの著作権はBlue doorに帰属します。無断での複製や二次利用・二次配布は原則として禁止します。ただし、ご家庭において個人で楽しむ範囲に限り、この制約はありません。
2. 前項の通り、Blue doorのホームページ上やDVD、写真販売に使用されている文章・画像・音声を個人で楽しむことについて制約はありません。しかし、それらを「メール等に添付して送る」「CDやDVDにコピーして配る」「個人のブログやホームページ、SNSなどで公開する」などの行為は、個人で楽しむ範囲を超える二次利用・二次配布となり、原則として認められません。

第30条（専属的合意管轄裁判所）

会員とBlue doorの間で訴訟の必要が生じた場合、新潟地方裁判所を会員とBlue doorの第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（準拠法）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。